

枚方市告示第 298 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

なお、当該意見書については、次のとおり縦覧に供する。

平成29年5月16日

枚方市長 伏見 隆

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ベルタウン中之芝店
枚方市楠葉中之芝二丁目（楠葉中之芝土地地区画整理事業区域内）
- 2 大規模小売店舗立地法第5条第3項の規定による公告をした日
平成28年12月19日（平成28年枚方市告示第659号）
- 3 枚方市の区域内に居住する者等の意見
 - (1) 店舗南側の駐輪場について、不法駐輪等が発生しないように適切に運用すること。
 - (2) 共用開始前の周辺道路の交通量を考慮して、交通検討を行うこと。
 - (3) 防犯上の観点から、営業時間終了後は、店舗敷地を封鎖すること。
- 4 意見の縦覧の場所及び期間
 - (1) 縦覧場所
枚方市役所大垣内町二丁目1番20号（別館3階）
枚方市 産業文化部 産業振興室 商工振興課
 - (2) 縦覧期間
平成29年5月16日から同年6月16日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで